## 議案第71号

市川市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について

市川市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のよう に定める。

令和6年2月14日提出

市川市長 田 中 甲

## 市川市条例第 号

市川市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 市川市営住宅の設置及び管理に関する条例(平成9年条例第9号)の一部を 次のように改正する。

第6条第2項の表第8号イ中「第10条第1項(」を「第10条第1項又は 第10条の2(これらの規定を」に改め、同号ウ中「売春防止法(昭和31年 法律第118号)第34条第1項に規定する婦人相談所」を「困難な問題を抱 える女性への支援に関する法律(令和4年法律第52号)第9条第1項に規定 する女性相談支援センター」に改める。

附則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

## 理 由

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の改正及び困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の制定に伴い、条文の整備を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。